

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）

中央環境審議会
総合政策部会

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）

【目 次】

| | |
|--|----|
| はじめに..... | 1 |
| 全般的評価..... | 3 |
| 1．最近の環境政策の動向..... | 3 |
| 2．環境の各分野の概況..... | 5 |
| 3．各府省における環境配慮の方針に係る取組状況..... | 12 |
| 4．各主体の状況..... | 13 |
| - 1 重点点検分野の点検..... | 22 |
| 1．地球温暖化問題に対する取組..... | 22 |
| 重点調査事項：京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組..... | 23 |
| 重点調査事項：温室効果ガスの濃度の安定化に向けた長期的継続的な排出削減等のための取組..... | 26 |
| 重点調査事項：地球温暖化により避けられない影響への適応のための取組..... | 30 |
| 2．物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組..... | 33 |
| 重点調査事項：自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保..... | 34 |
| 重点調査事項：関係主体の連携や国際的な取組による施策の総合的かつ計画的な推進..... | 37 |
| 重点調査事項：物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析と公表..... | 43 |
| 3．化学物質の環境リスクの低減に向けた取組..... | 46 |
| 重点調査事項：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進..... | 47 |
| 重点調査事項：国際的な観点に立った化学物質管理の取組..... | 51 |
| 4．生物多様性の保全のための取組..... | 55 |
| 重点調査事項：生物多様性の保全・再生の強化のための取組..... | 56 |
| 重点調査事項：生物多様性の保全に向けた広域的・横断的な視点での総合的な取組..... | 60 |
| 重点調査事項：生物・生態系サービスの持続的な利用のための取組..... | 62 |
| 5．環境保全の人づくり・地域づくりの推進..... | 64 |
| 重点調査事項：環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組..... | 65 |
| 重点調査事項：環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組..... | 71 |
| - 2 その他..... | 74 |
| 1．予防的な取組方法の考え方に基づく施策のフォローアップの結果について..... | 74 |
| 2．環境基本計画の点検に当たって..... | 85 |
| おわりに..... | 86 |

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）

はじめに

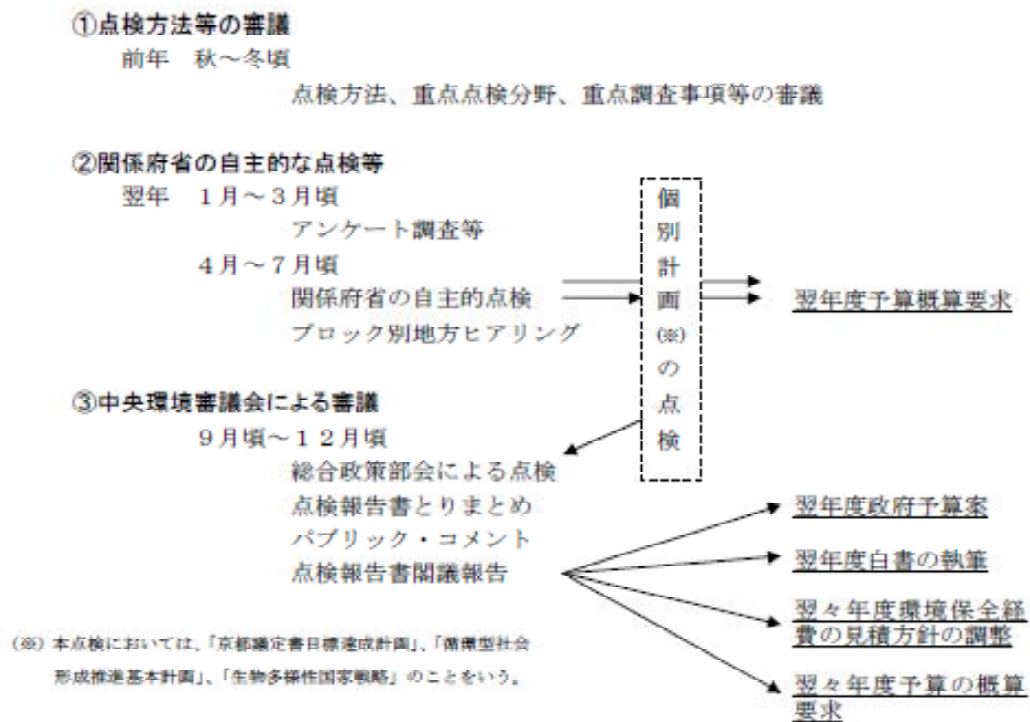
中央環境審議会においては、第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聞きながら、同計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施しています。

今回の点検は、前回の第一回目の点検に続き、第二回目の点検として行うものであり、「地球温暖化問題に対する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」、「生物多様性の保全のための取組」及び「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」の5分野を中心に、関係府省の自主的な点検結果を踏まえ、中央環境審議会総合政策部会において行ったものです。

また、点検に当たっては、前回同様、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用しています。

第三次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

毎年行う第三次環境基本計画の点検は、点検方法等の審議、関係府省の自主的な点検等及び中央環境審議会（総合政策部会）による審議、の手順で行っています。



注1) 日程：環境基本計画点検小委員会(H20 9/17,9/19) 総合政策部会(H20 2/7,9/26,10/31,12/12)

注2) 今回のブロック別地方ヒアリングは、「国民、地方公共団体、事業者等の取組の把握」のみならず、「パネルディスカッション」を通して意見を発表いただき、今後の計画推進の参考とすることとし、「環境シンポジウム」として実施している。

また、効率的に点検を実施するため、

- ・重点分野政策プログラムのうち、重点的に点検を行う分野を重点点検分野として選定し、
- ・特に焦点を当てて審議を行う重点調査事項を設定するとともに、
- ・小委員会方式の導入による対話を重視した審議を進めることとしています。

参考：現時点の想定スケジュール(時々事情等を踏まえて確定していきます。) 網掛け部分は今回の点検における重点点検分野

| 重点分野政策プログラム名 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 地球温暖化問題に対する取組 | | | | |
| 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組 | | | | |
| 都市における良好な大気環境の確保に関する取組 | | | | |
| 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組 | | | | |
| 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組 | | | | |
| 生物多様性の保全のための取組 | | | | |
| 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり | | | | |
| 環境保全の人づくり・地域づくりの推進 | | | | |
| 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備 | | | | |
| 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進 | | | | |

全般的評価

1. 最近の環境政策の動向

平成18年4月に第三次環境基本計画が策定されて以来、既に2年以上の期間が経過しましたが、この間にも、我が国では新たな取組が進められています。

環境分野ごとに見ると、近年特に関心が高まっている地球温暖化問題については、我が国の平成18年度における温室効果ガスの総排出量が、基準年(平成2年度(1990年度))比で6.2%(前年度比1.3%の減少)上回っています。このような状況もあり、平成20年3月には、京都議定書の6%削減目標を達成すべく、「京都議定書目標達成計画」の改定が行われました。京都議定書第1約束期間の平成24年までに目標を確実に達成するため、取組の加速が不可欠になっています。

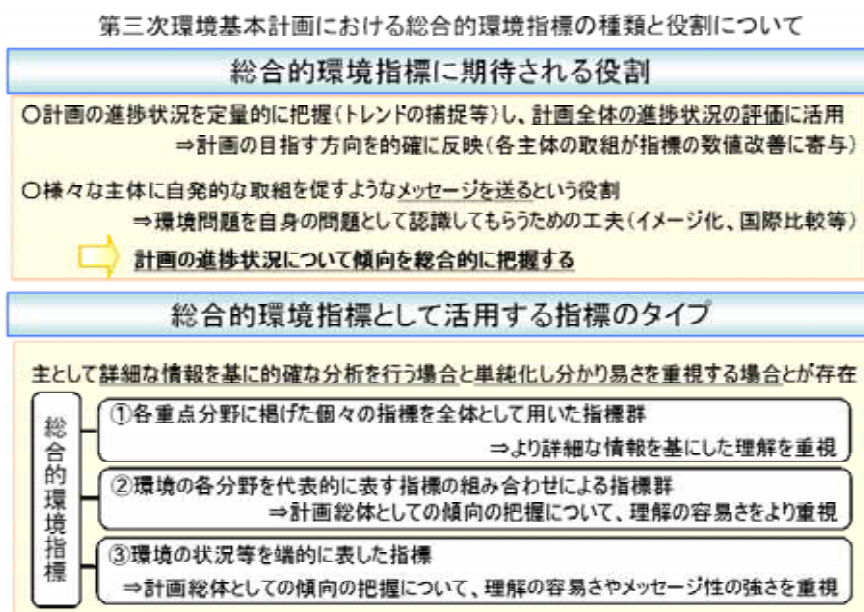
平成20年6月には、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)が改正され、事業者の排出抑制等に関する指針の策定の義務づけ、地方公共団体実行計画に定めるべき事項の追加等が行われました。また、低炭素社会を目指した長期目標及び中期目標の設定、革新的技術開発と既存先進技術の普及、国全体を低炭素へ動かす仕組みづくり、地方及び国民の取組に対する支援等を推進すべく、福田内閣総理大臣スピーチ(平成20年6月9日)及び地球温暖化問題に関する懇談会提言「『低炭素社会・日本』をめざして」(平成20年6月16日)において、低炭素社会の実現に向けた基本的な方針が示されました。7月には、これらを受けた具体的な施策を示す「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されています。同じく7月には、G8北海道洞爺湖サミットにおいて、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する目標を、気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「気候変動枠組条約」という。)のすべての締約国と共有し、採択を求める旨が、首脳文書に盛り込まれました。

物質循環の確保と循環型社会の構築については、平成20年3月に「第二次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画においては、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会を統合した政策展開、地域循環圏の構築等に国が取り組むこととされています。

生物多様性の保全については、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されました。同戦略では、生物多様性の保全及び持続可能な利用の取組をより一層推進するため、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として、基本的な姿勢が示されるとともに、今後5年程度で取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、及び地球規模の視野を持って行動するの4つが基本戦略として掲げられています。さらに、平成20年6月には、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めた生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)が施行されています。また、平成20年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議

(COP9)において、平成22年に愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を開催することが決定されています。

このような環境保全施策の実効性の確保に資するよう、本点検においては、施策の進捗状況等についての全体的な傾向を明らかにするため、総合的環境指標として、各重点分野に掲げた個々の指標を全体として用いた指標群、環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群及び環境の状況等を端的に表した指標を活用しております。



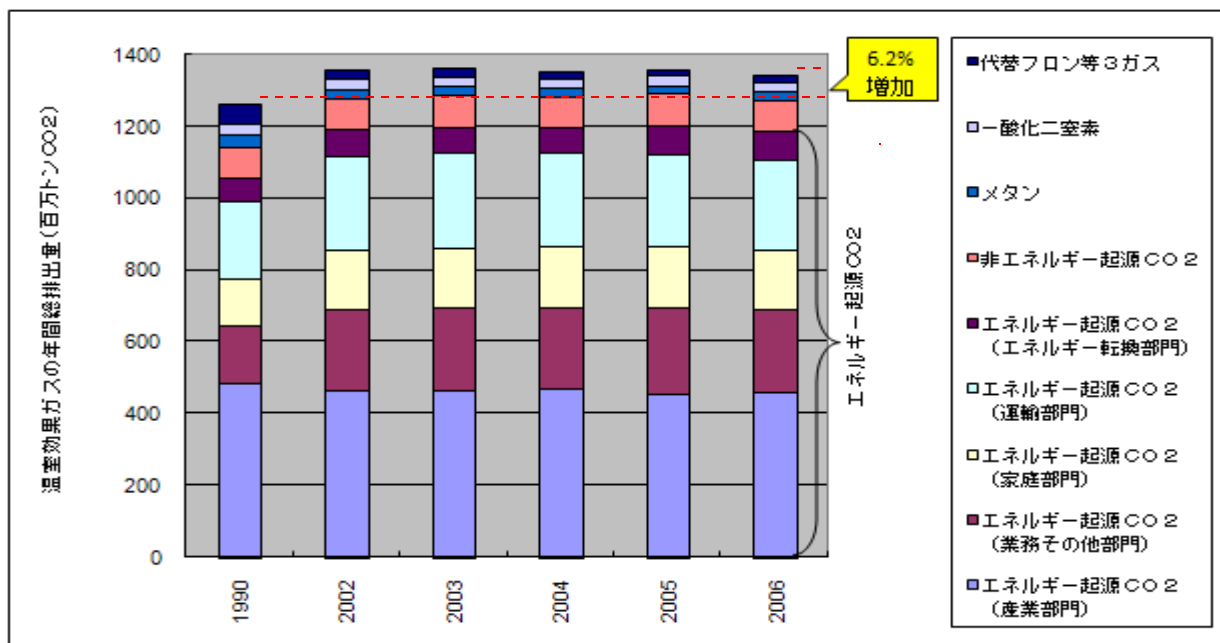
総合的環境指標によると、環境の各分野の概況は、次のとおりあらわれています。

2. 環境の各分野の概況

地球温暖化問題に対する取組の概況

我が国の温室効果ガスの年間総排出量（平成18年度（2006年度））は、基準年（平成2年度（1990年度））の総排出量を6.2%上回っています。

温室効果ガスの年間総排出量



温室効果ガス排出量の年間総排出量の達成目標は、平成22年度（2010年度）において、1,231百万トンCO₂

平成18年度（2006年度）の我が国の温室効果ガス排出量は1,340百万トンCO₂となっており、平成17年度（2005年度）の値から減少に転じましたが、依然として基準年（平成2年度（1990年度））の総排出量を6.2%上回っています。

平成18年度（2006年度）の温室効果ガス排出量を、基準年の排出量との関係でみると、我が国の総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量は、基準年を大きく上回っていますが、その他5種類のガスの排出量は、基準年を下回っています。

（参考） 地球温暖化の現状

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成19年（2007年）に採択した第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74（0.56～0.92）上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17（12～22）cm上昇しました。また、同報告では、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。

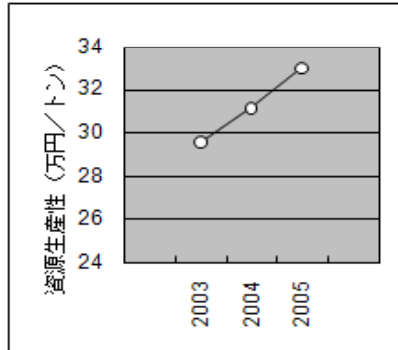
| 指標 | 観測された変化 |
|-----------------|--|
| 平均気温 | <ul style="list-style-type: none"> 2005年までの100年間に世界の平均気温が0.74〔0.56～0.92〕上昇。 最近50年間の昇温の長期傾向は過去100年間のほぼ2倍。 最近12年（1995年～2006年）のうち、1996年を除く11年の世界の地上気温は1850年以降で最も温暖な12年の中に入る。 北極の平均気温は過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の速さで上昇。 |
| 平均海面水位 | <ul style="list-style-type: none"> 20世紀を通じた海面水位上昇量は0.17m 1993年～2003年の上昇率は年あたり3.1mm |
| 暑い日及び熱波 | 発生頻度が増加 |
| 寒い日、寒い夜及び霜が降りる日 | 発生頻度が減少 |
| 大雨現象 | 発生頻度が増加 |
| 干ばつ | 1970年代以降、熱帯地域や亜熱帯地域で干ばつの地域が拡大。激しさや期間が増加。 |
| 氷河、積雪面積 | 南北両半球において、山岳氷河と積雪面積は平均すると後退 |

出典）平成20年版環境・循環型社会白書

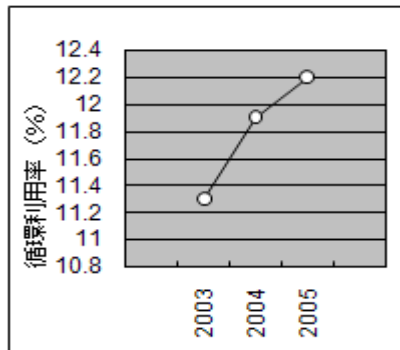
物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組の概況

資源生産性、循環利用率及び最終処分量は、達成目標に向けて順調に推移しています。

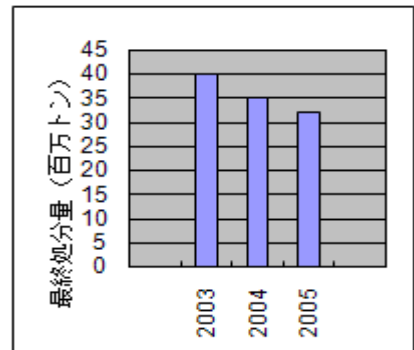
資源生産性



循環利用率



最終処分量



第三次環境基本計画における各指標の達成目標は、平成22年度(2010年度)において、資源生産性¹ 約37万円/トン 循環利用率 約14% 最終処分量 約28百万トン
平成20年3月に策定された第二次循環型社会形成推進基本計画における各指標の達成目標²は、平成27年度(2015年度)において、資源生産性¹ 約42万円/トン 循環利用率 約14～15% 最終処分量 約23百万トン

資源生産性: GDP/天然資源投入量 **循環利用率**: 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源投入量) **最終処分量**: 廃棄物の埋め立て量

- GDP統計の推計方法の変更により、前回点検時と数値が異なります。
また、第二次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月25日閣議決定)で新たに推移をモニターする指標が導入され、「産業分野別の資源生産性」が、その指標の1つとして位置付けられています。資源多消費型の財・サービスを中心に資源生産性を個別に推計していくことで、よりの確にその変動の要因を分析していくこととされています。
- 数値目標については、第二次循環型社会形成推進基本計画において新たな目標水準が定められており、その達成のために更なる取組が必要です。

いかに、より少ない資源で、より大きな豊かさを得るかを表す資源生産性は、順調に推移しています。

各種リサイクルの取組は進展しており、循環利用率も上昇しています。

最終処分量は、毎年、着実に減少しています。

(参考)

我が国における物質フロー(平成17年度)

我が国の物質フロー(平成17年度)を概観すると、18.7億トンの総物質投入量があり、そのうち天然資源等投入量は16.5億トンと高水準になっています。

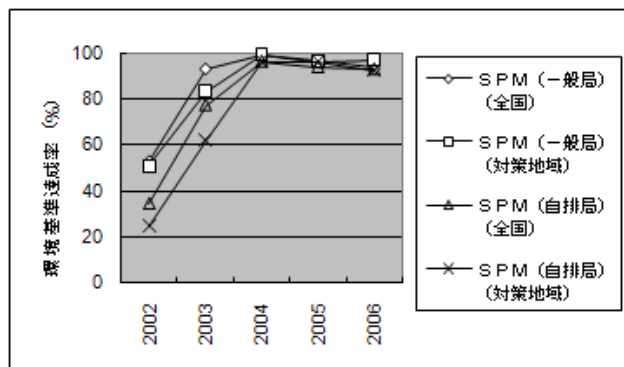
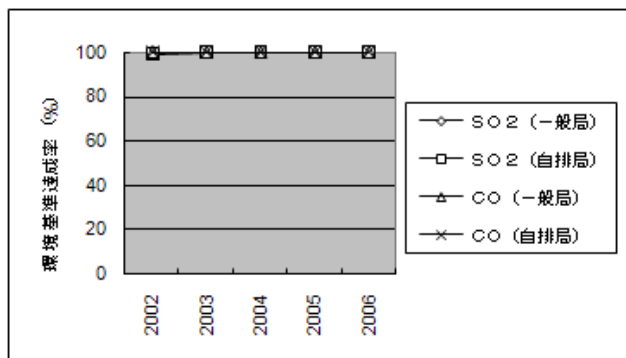


出典)平成20年版環境・循環型社会白書

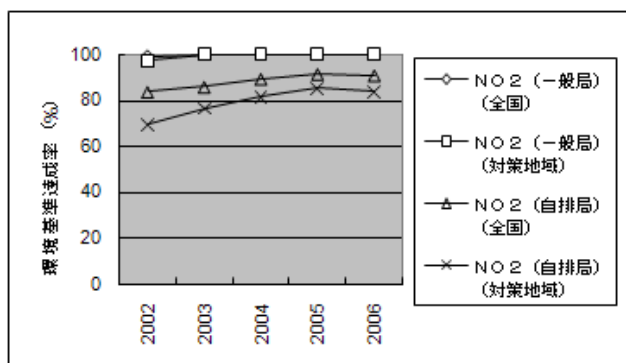
都市における良好な大気環境の確保に関する取組の概況

Ox（光化学オキシダント）を除き、環境基準の達成率は概ね高い値となっています。

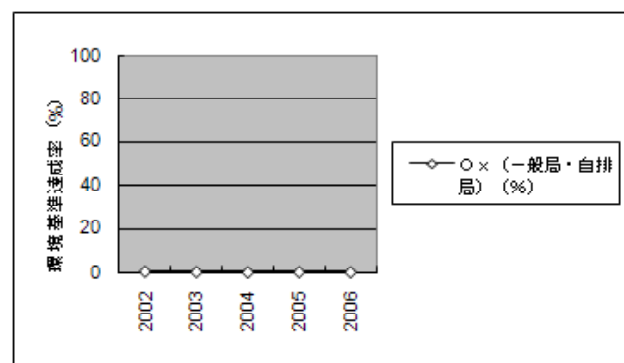
大気汚染に係る環境基準達成率（SO₂、CO） 大気汚染に係る環境基準達成率（SPM）



大気汚染に係る環境基準達成率（NO₂）



大気汚染に係る環境基準達成率（Ox）



大気汚染に係る環境基準達成率の達成目標は100% 環境基準達成率: 達成測定局数 / 有効測定局数 × 100

SO₂（二酸化硫黄）については、平成18年度（2006年度）の環境基準達成率が一般環境大気測定局（一般局）で99.8%、自動車排出ガス測定局（自排局）で100%であり、近年ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。

CO（一酸化炭素）はすべての測定局で環境基準を達成しています。

SPM（浮遊粒子状物質）については、環境基準達成率が平成16年度（2004年度）までに大幅に改善されました。平成18年度（2006年度）（一般局：93.0%、自排局：92.8%）については、前年度（一般局：96.4%、自排局：93.7%）に比べて、一般局でやや低下しており、自排局でほぼ横ばいとなっています。

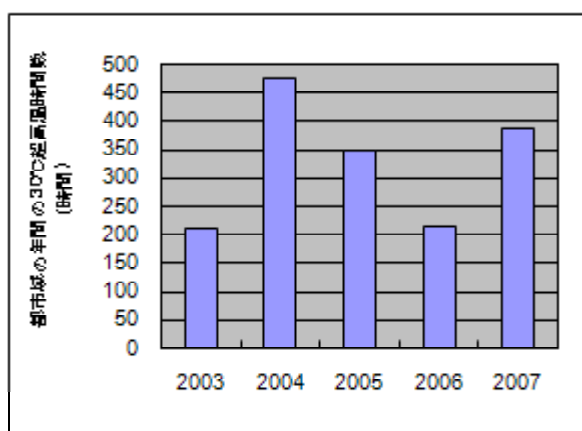
NO₂（二酸化窒素）については、一般局ではすべての測定局で環境基準を達成しています。自排局については、平成18年度（2006年度）の環境基準達成率が90.7%で、前年度（91.3%）と比べ、ほぼ横ばいとなります。

Ox（光化学オキシダント）については、平成18年度（2006年度）の環境基準達成率はわずか0.2%であり、依然として低い水準となっています。昼間の日最高1時間値^{（注1）}の年平均値は、平成14年度（2002年度）は、0.044ppm（一般局）及び 0.034ppm（自排

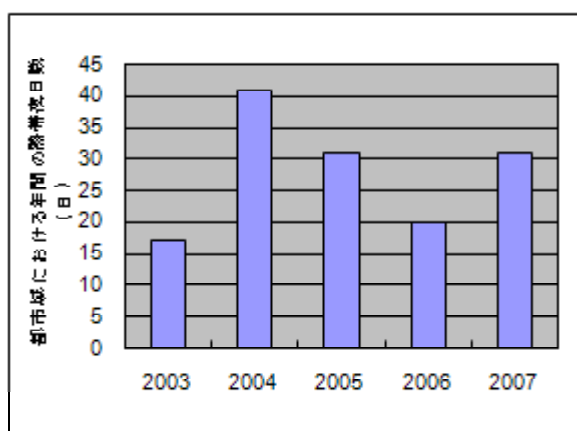
局) 平成18年度(2006年度)は、0.046ppm(一般局)及び0.037ppm(自排局)となっており、漸増する傾向にあります。

O_x(光化学オキシダント)やSPM(浮遊粒子状物質)の原因物質の一つであるVOC(揮発性有機化合物。大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物の総称)については、平成18年度(2006年度)より開始された大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)による規制と事業者の自主的取組を通じ、平成22年までに、工場等の固定発生源からの排出量を平成12年度(2000年度)(147万トン/年)比で3割程度削減することを目標としています。VOC排出量は、平成18年度(2006年度)(117万トン/年)において、平成12年度(2000年度)比で約2割削減されました。

都市域における年間の30 超高温時間数



都市域における年間の熱帯夜数

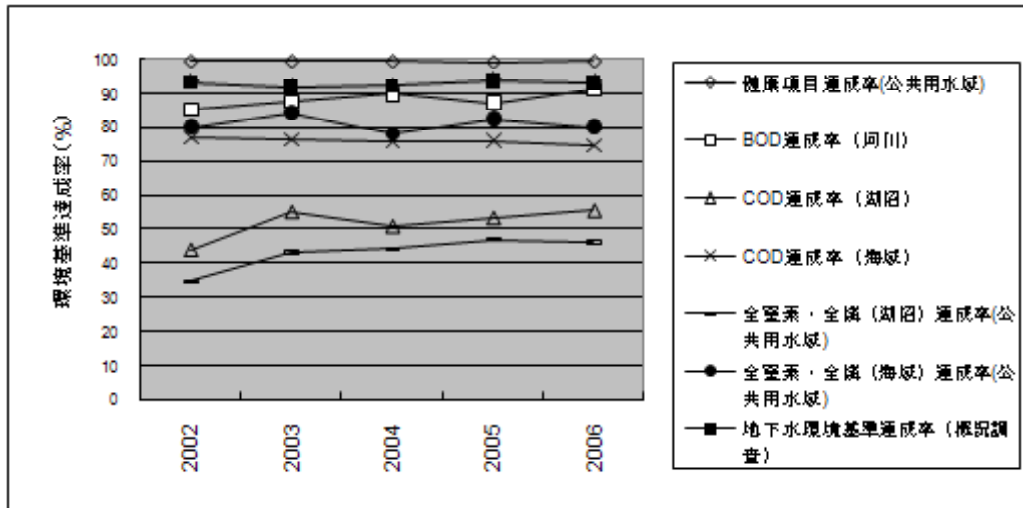


都市域における年間の30 超高温時間数及び熱帯夜日数は、平成16年度(2004年度)が多い結果となっています。平成19年度(2007年度)は、平成18年度(2006年度)より増加しています。

環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組の概況

COD及び全窒素・全燐を除き、環境基準の達成率は概ね高い値となっています。

公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況



環境基準達成率: 達成水域数 / 類型指定水域数 × 100

健康項目達成率: 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準達成率

公共用水域における水質汚濁の現状は、特に環境基準の設定されているカドミウムやシアンなどの有害物質（健康項目）については、全国的にほぼ問題のない状況になっています。

利水上の障害などをもたらす有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）・COD（化学的酸素要求量）といった生活環境項目に係る環境基準について、BODの平成17年度（2005年度）の達成率は低下したものの、平成18年度（2006年度）は回復し、全体としては改善する傾向にあります。CODの達成率については、海域では、近年概ね横ばいとなっており、湖沼においては、近年改善の兆しがみられるものの、達成率そのものが依然として低い状況になっています。

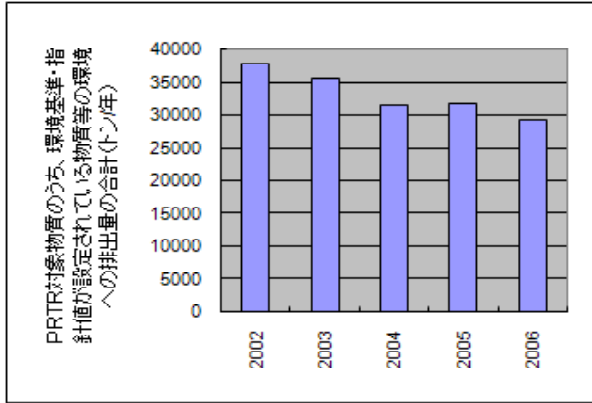
BODについての排水基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排出水に限り適用し、CODについての排水基準は、湖沼及び海域に排出される排出水に限り適用しています。

全窒素・全燐（湖沼及び海域）については、十分な達成率とはいえず、更なる改善努力が必要です。

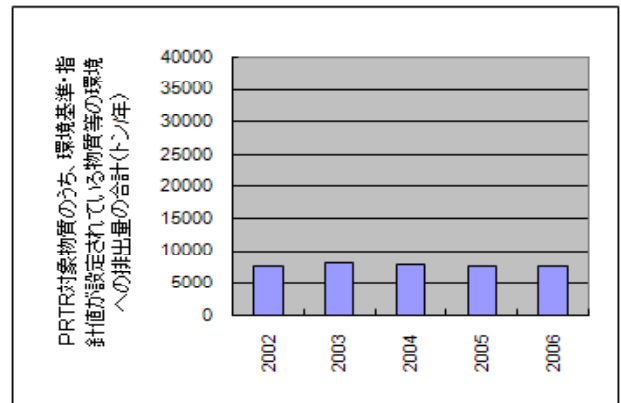
化学物質の環境リスクの低減に向けた取組の概況

PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の大気への排出量は減少、公共用水域への排出量はほぼ横ばいとなっています。

PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量【大気】



PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量【公共用水域】



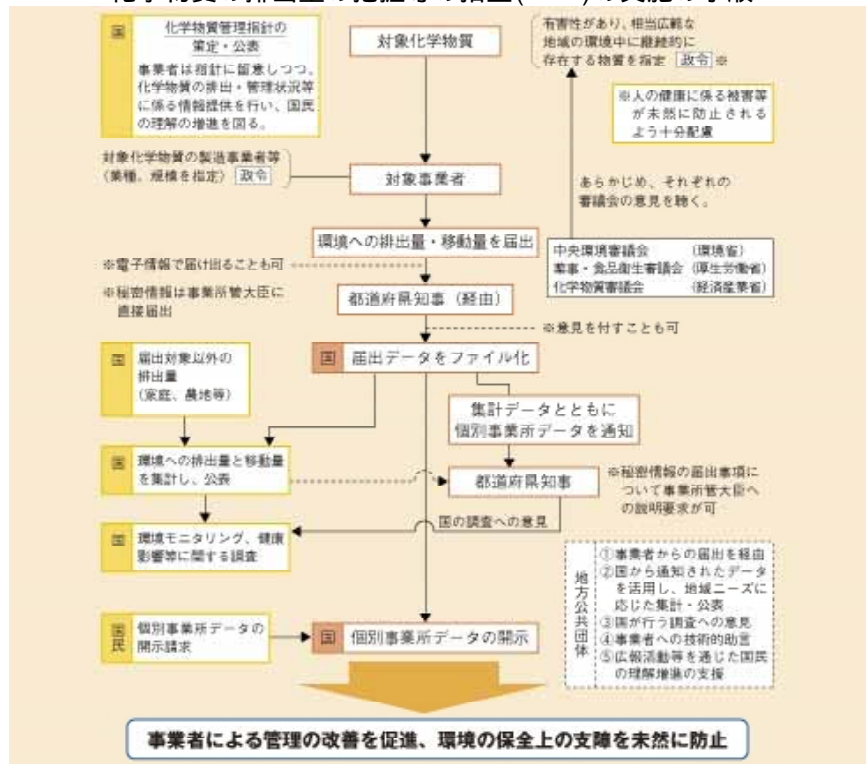
PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等について排出量を合計したところ、平成18年度（2006年度）における大気への排出量は約29,200トンとなり、全体として減少する傾向にあります。また、同年度における公共用水域への排出量は約7,900トンであり、全体としてほぼ横ばいとなっています。ただし、に記したとおり、公共用水域における健康項目達成率は高い値となっており、全国的にほぼ問題のない状況になっています。

(参考)

PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）は、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計する制度です。

化学物質の環境リスクの低減に向けた取組に関する指標については、環境基準・指針値が設定されている物質等の変更に伴い、排出量が変化していること、平成15年度から対象事業者の取扱量の要件が5トン以上から1トン以上に引き下げられ、対象事業者数が変化していることに留意する必要があります。

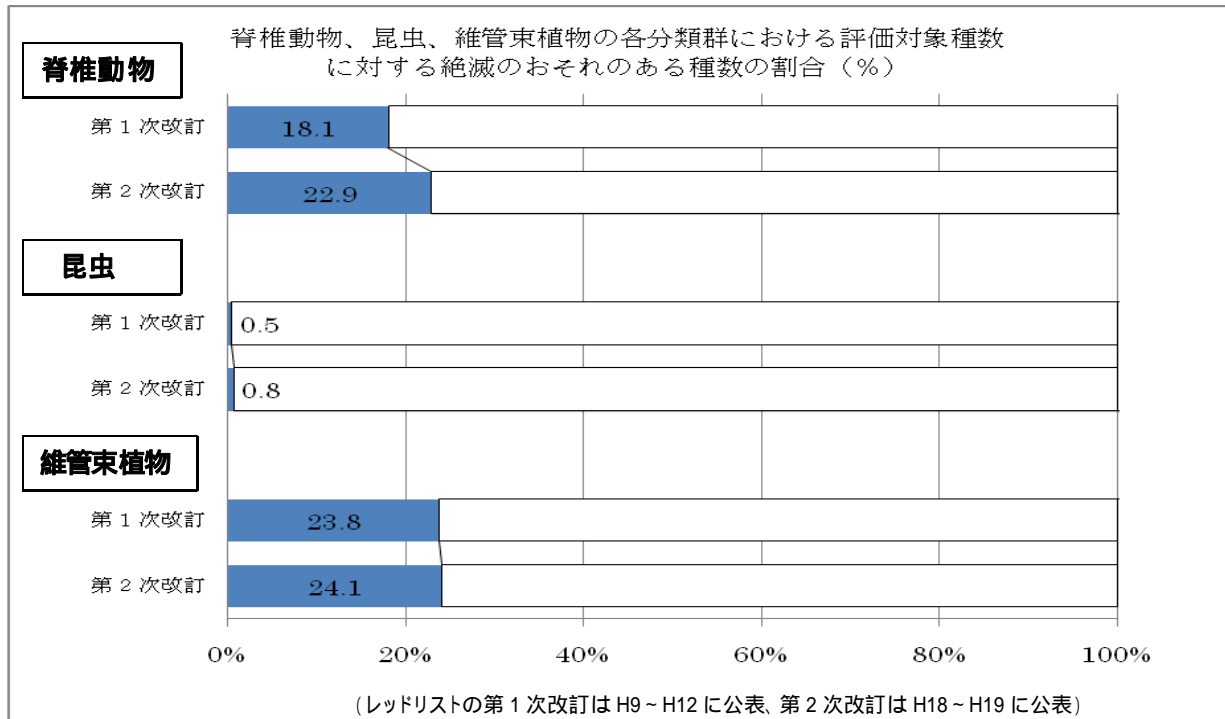
化学物質の排出量の把握等の措置(PRTR)の実施の手順



出典) 平成20年版環境・循環型社会白書

生物多様性の保全のための取組の概況

絶滅のおそれのある種数の評価対象種数に対する割合は、増加しています。



平成18年～19年のレッドリストの改訂（第2次改訂）により、絶滅のおそれのある種数の評価対象種数に対する割合は、増加しました。脊椎動物、昆虫及び維管束植物ではそれぞれ4.8、0.3、0.3ポイント増加しました。

(参考)

絶滅のおそれのある野生生物の種を「哺乳類」、「鳥類」等の分類群ごとに取りまとめたレッドリストでは、種の絶滅のおそれの高い順に「絶滅危惧 A類」、「絶滅危惧 B類」、「絶滅危惧 類」及び「準絶滅危惧」の категорияに分類しています。

日本に生息・生育する爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類及び維管束植物の2割強並びに鳥類の1割強に当たる種が、絶滅のおそれのある種に分類されています。

- ・絶滅：我が国では既に絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種
- ・絶滅危惧 類：絶滅の危機に瀕している種
- ・絶滅危惧 類：絶滅の危険が増大している種
- ・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種
- ・絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

(平成19年11月現在)

| 分類群 | 評価対象種数 | 絶滅 | 野生絶滅 | 絶滅のおそれのある種 | | | 準絶滅危惧 | 情報不足 | 絶滅のおそれのある地域個体群 | 掲載種数合計 | |
|----------|---------|-----|------|------------|---------|--------|-------|------|----------------|--------|-----|
| | | | | 絶滅危惧ⅠA類 | 絶滅危惧ⅠB類 | 絶滅危惧Ⅱ類 | | | | | |
| 哺乳類 | 約180 | 4 | 0 | 35 | 20 | 7 | 18 | 9 | 19 | 92 | |
| 鳥類 | 約700 | 13 | 1 | 53 | 32 | 39 | 18 | 17 | 2 | 143 | |
| 爬虫類 | 98 | 0 | 0 | 13 | 3 | 10 | 18 | 5 | 3 | 56 | |
| 両生類 | 65 | 0 | 0 | 10 | 1 | 9 | 11 | 14 | 1 | 36 | |
| 汽水・淡水魚類 | 約400 | 4 | 0 | 109 | 61 | 48 | 35 | 26 | 39 | 17 | 230 |
| 昆虫類 | 約30,000 | 3 | 0 | 110 | 239 | 129 | 200 | 122 | 2 | 566 | |
| 貝類 | 約1,100 | 22 | 0 | 163 | 377 | 214 | 275 | 73 | 7 | 754 | |
| クモ類・甲殻類等 | 約4,200 | 0 | 1 | 56 | 17 | 39 | 40 | 39 | 0 | 136 | |
| 動物小計 | | 46 | 2 | 510 | 1,002 | 492 | 608 | 305 | 50 | 2,013 | |
| 維管束植物 | 約7,000 | 33 | 8 | 1,014 | 523 | 491 | 676 | 255 | 32 | 2,018 | |
| 蕨類 | 約1,800 | 1 | 0 | 118 | 229 | 111 | 22 | 33 | — | 285 | |
| 藻類 | 約5,500 | 5 | 1 | 89 | 110 | 21 | 40 | 37 | — | 193 | |
| 地衣類 | 約1,500 | 5 | 0 | 41 | 60 | 19 | 39 | 48 | — | 152 | |
| 菌類 | 約16,500 | 30 | 1 | 39 | 64 | 25 | 17 | 54 | — | 166 | |
| 植物等小計 | | 74 | 10 | 1,301 | 2,153 | 852 | 373 | 204 | — | 2,814 | |
| 合計 | | 120 | 12 | 1,811 | 3,155 | 1,344 | 981 | 509 | 50 | 4,827 | |

注1：動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本野生物種目録（環境庁編 1993、1995、1998）」等による。
 注2：維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は「植物分類学会の集計」による。
 注3：地衣類、藻類、菌類の評価対象種数（亜種等を含む）は「環境省調査」による。

3. 各府省における環境配慮の方針に係る取組状況

環境配慮の方針については、平成17年度以降はすべての府省等において策定されています。

環境配慮の方針が対象としている範囲については、「通常の経済活動の主体としての活動分野」はすべての府省等が対象としており、13府省等では「環境に関わる政策分野」も環境配慮の方針の対象としています。今後、すべての府省等が当該分野も対象としていくことが望まれます。

一方、環境配慮の方針の進捗状況についての点検の仕組み、点検結果の公表及び点検結果を施策等に反映させる仕組みについては、方針上これらが明文化されている府省等の数が前回調査時より増加しており、取組が進んでいることが分かります。

さらに、効果的・効率的に環境配慮の方針の推進を図るために、PDCAサイクルに基づく仕組みを一層強化していくことが望まれます。

| | |
|---|---|
| 調査対象とした関係府省等 | 16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省) |
| 「環境配慮の方針」の策定状況 | 調査を行ったすべての府省等で策定。 策定府省等の推移 平成14年度: 5省等 平成15年度: 11府省等 平成16年度: 15府省等 平成17年度: 16府省等 |
| 「環境配慮の方針」が対象としている範囲 | ・調査を行ったすべての府省等が「通常の経済活動の主体としての活動分野」を対象としている。 ・13(13)府省等が「環境に関わる政策分野」も対象としている。 |
| 「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検の仕組み | ・15(14)府省等で点検の仕組みを明文化している。 ・1(1)省は明文の規定はないが、事実上点検を実施している。 |
| 「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検結果の公表 | ・11(10)府省等が点検結果の公表を明文化している。 ・5(5)省等が明文の規定はないが、事実上公表している。 |
| 点検結果を施策等に反映させる仕組み | ・13(11)府省等で点検結果を施策等の見直し、改善等に反映させる仕組みを明文化している。 ・2(2)省等は点検結果を反映させる明文の規定はないが、事実上反映させている。 |
| 「環境配慮の方針」の進捗状況についての平成20年度点検の実施 主に平成19年度における進捗状況を点検するために実施されるもの | 平成20年に環境配慮の方針を全面改定した1省を除き、調査を行ったすべての府省等が自主的な点検を実施予定。(一部の府省等では既に実施済み) |

(注) 表中の括弧内の数字は、前回の調査における該当府省等の数

4. 各主体の状況

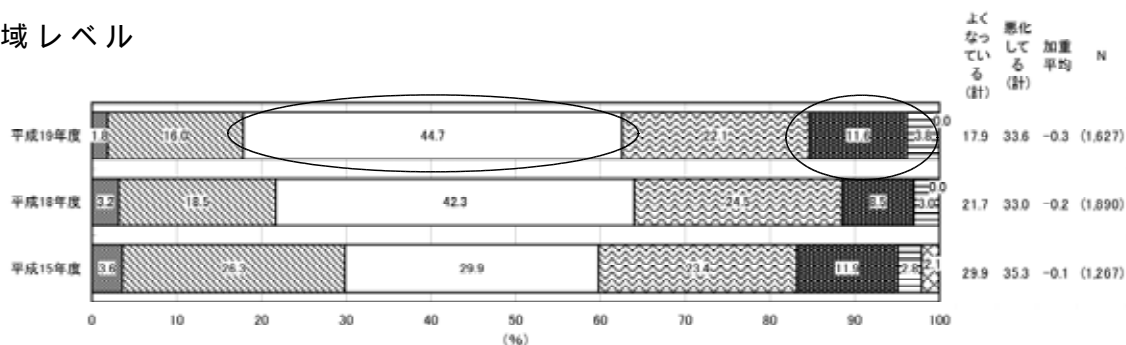
各主体へのアンケート調査結果について、サンプリングバイアス及び標本誤差を踏まえた分析を行った結果、以下に示すような傾向が明らかになっています。環境問題の解決には、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の各主体の果たすべき役割は大きく、今後はこれらの傾向を踏まえて、各主体のより積極的な環境保全行動を促すような施策を講じる必要があります。

< 国民等の状況 >

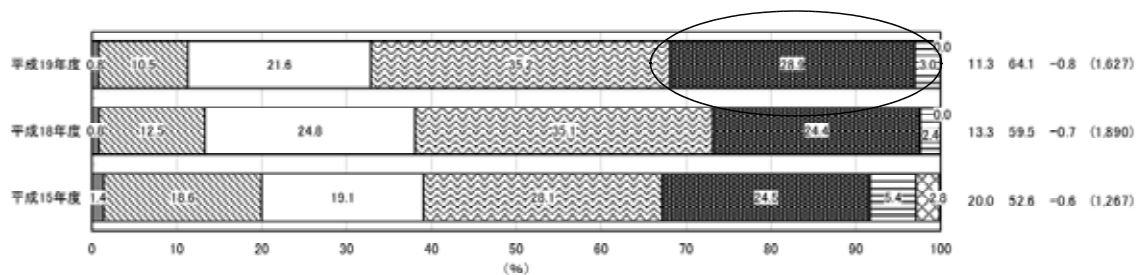
現在の環境の状況については、地球レベルでの悪化を実感している国民の割合が高く、国レベル、地域レベルと身近になるにつれ割合は低下しています。また、平成19年度調査結果では、地域の身近な環境について、「変わらない」との回答が45%近くを占めています(図1)。

(図1) 環境の状況についての実感

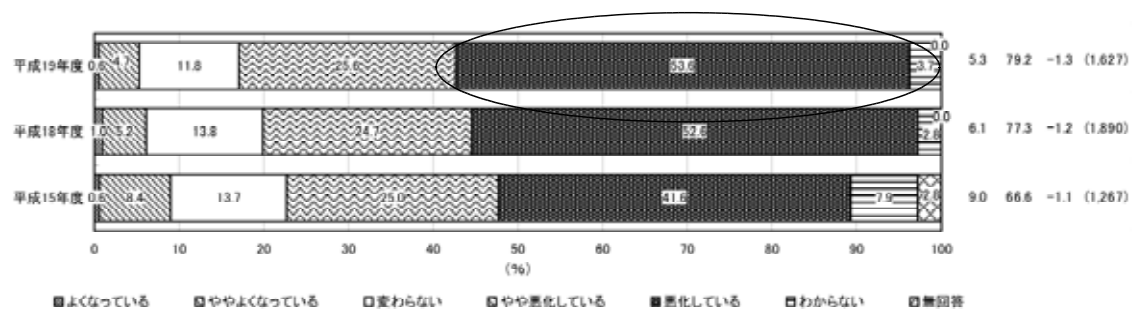
地域レベル



国レベル



地球レベル

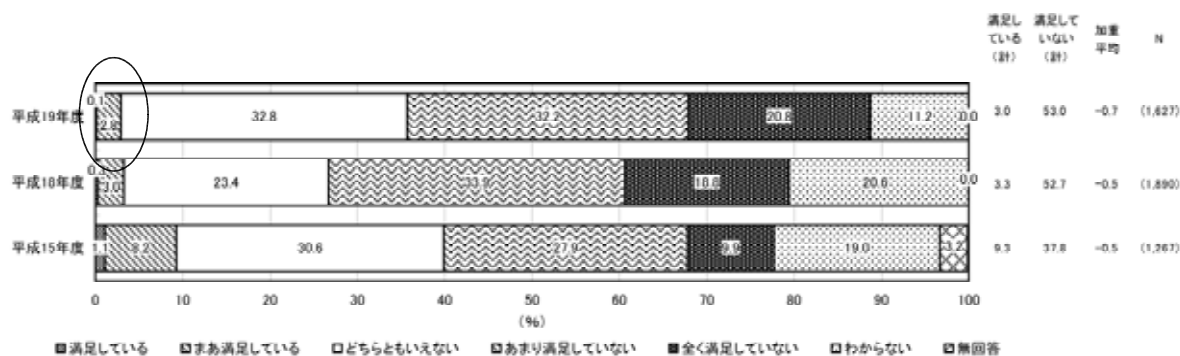


注)この項の加重平均は、「よくなっている」に2点、「ややよくなっている」に1点、「変わらない」に0点、「やや悪化している」に-1点、「悪化している」に-2点を与えて算出した。

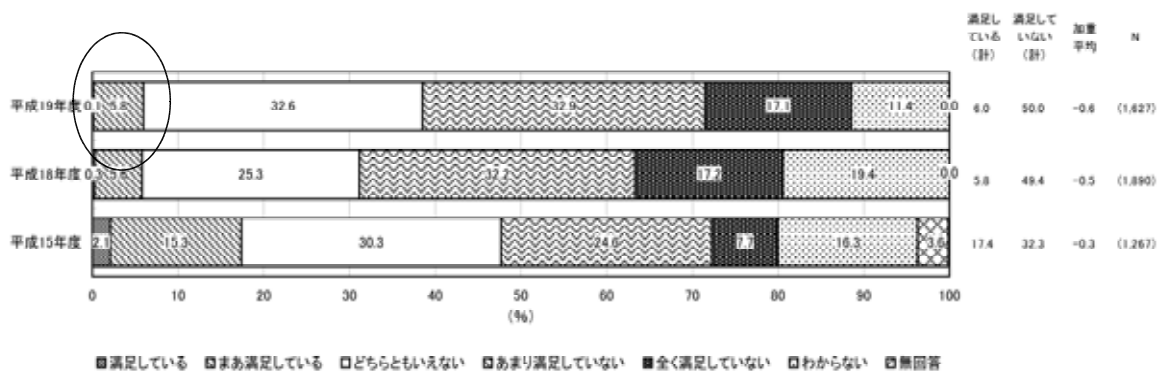
出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)

平成19年度調査結果において、国が行っている環境行政の満足度（「満足している」及び「まあ満足している」と答えた人の合計）は約3%、地方公共団体が行っている環境行政の満足度は約6%にとどまり、国民の環境行政に対する満足度は低くなっています（図2及び図3）。

（図2）国が行っている環境行政の評価



（図3）地方公共団体が行っている環境行政の評価



注)この項の加重平均は、「満足している」に2点、「まあ満足している」に1点、「どちらとも言えない」に0点、「あまり満足していない」に-1点、「全く満足していない」に-2点を与えて算出した。

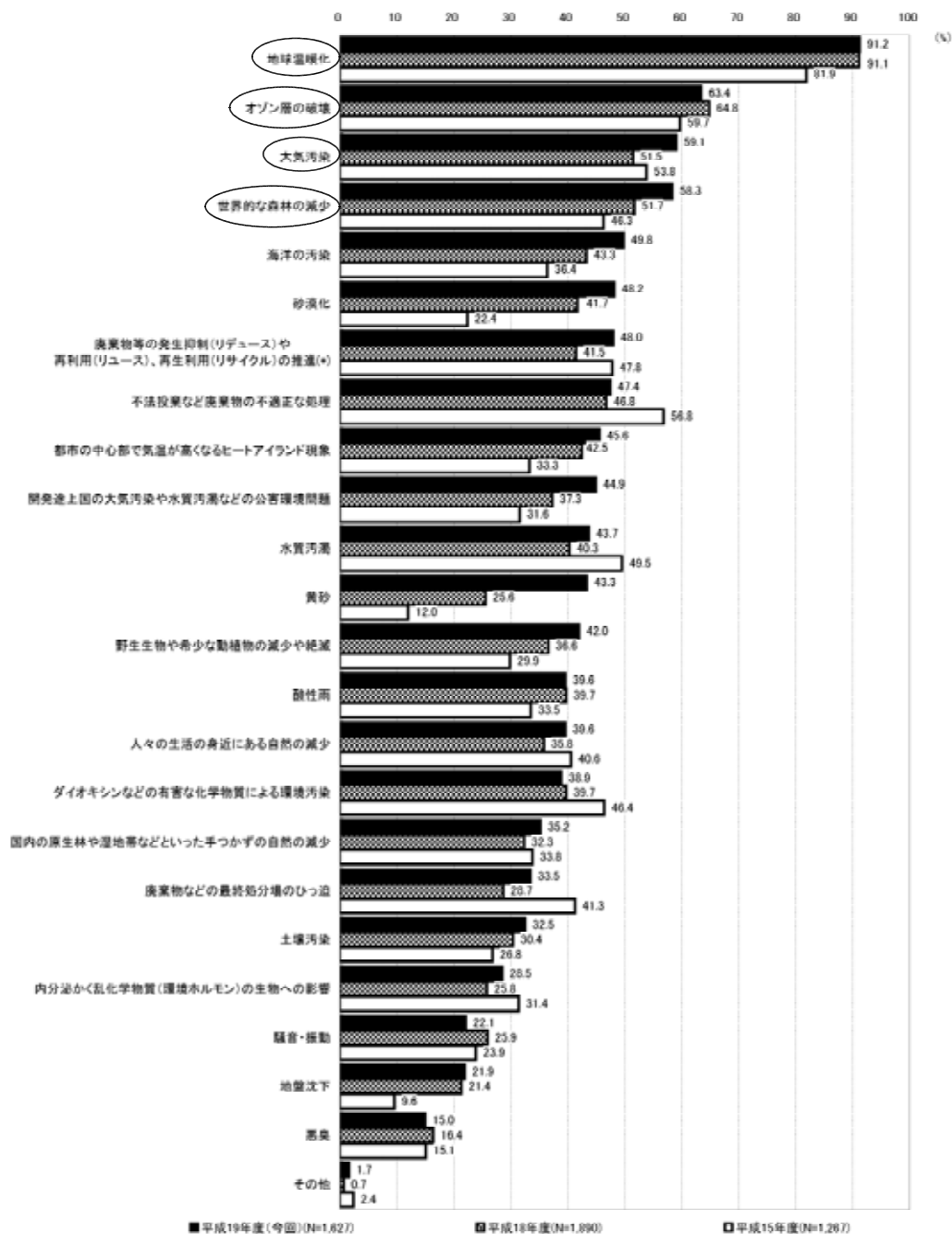
出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)

このような環境の状況や環境行政への評価は、地球規模及び国内において、環境保全上、いまだ多くの課題を抱えていること、さらに、国民の環境への関心がより高まっていることによるものと考えられます。

国及び地方公共団体においては、このような国民の環境に関する問題意識を真剣に受け止め、環境行政を強化すべきです。その際、国民の関心に対応した情報の提供、国民のニーズの的確な把握、様々な主体に対し、環境保全活動を行うよう呼びかけ、支援すること等により、国民とのコミュニケーションと連携を強化すべきです。

平成18年度及び平成19年度の調査結果の双方において、50%以上の国民が関心あるものとして取り上げた環境問題は、「地球温暖化」、「オゾン層の破壊」、「大気汚染」及び「世界的な森林の減少」であり、地球規模での環境の悪化について関心が高いことが分かります(図4)。

(図4) 関心のある環境問題



注) *印は、前々回の調査と設問が異なる。

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)